

総務文教常任委員会会議記録
(条例改正 審査)

1. 日 時	令和5年3月3日(金) 9時30分開議 令和5年3月3日(金) 16時45分散会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	向井千尋委員長、原田豊彦副委員長、齋藤泰博委員、 足立義則委員、安井博幸委員、隅田雅春委員、小嶋政行議長
4. 欠席議員	なし
5. 会議に付した事件	議案第 5号 押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 議案第 6号 丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第 7号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例 議案第14号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 議案第15号 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 議案第16号 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
6. 議事の経過	向井委員長 開議宣告 ■企画総務部 日程第1 議案第 5号 押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 【主な説明】 説明資料に基づき説明 【主な質疑】 隅田委員 市民の窓口での書類への押印というのはもう廃止されていますか。今回出てきているのは、議員や職員など自治体内部の押印を廃止するという条例ですか。

企画総務部	<p>市民の方が申請されるものにつきましてはまだです。</p> <p>令和5年4月の押印の廃止を目指して現在、要綱や規則などの様式の印の部分についての廃止を進めるために事務をしているところです。</p>
向井委員長	<p>今回の改正について出されている5つの項目に関する押印が対象になった根拠はあるのですか。</p>
企画総務部	<p>条例につきましては、様式がほぼ無いような状況で、様式などは規則や要綱では、多く規定されていますが、条例中には様式はほぼ無いというようなことになっておりまして、結果的に改正は5つということになりました。全部の条例を調べた上で、対象となったのがこの5つで、12月の議会でしたが「火入れに関する条例」がありました。</p> <p>それは別の目的で改正しましたが、その中にも印の欄がありました。それはそのときに削除しており、それらを含めてこれで全部ということになります。</p> <p>条例や規則、要綱などで、市が持っております様式はだいたい1600ほどになります。今回、押印を廃止しようと考えているのが、そのうち1300ほどになります。1600と1300の差については主に請求書です。</p> <p>請求書につきましてはまだ印を求めるといように考えております。</p> <p>その他にも法令に基づいて残したほうが良いというものもありますが、差の300の主なものは請求書となっています。</p>
安井委員	<p>請求書について、300ほどと言われましたが、将来的にはそれも無くしていくのでしょうか。それとも当分の間は残すのか。その辺りの見解をお願いします。</p>
企画総務部	<p>請求書につきましては、残している自治体も多いと思っております。国や県、他市の状況などを見ながら、将来的には無くすことも検討していくことになるかと考えております。</p> <p>時期については、現時点では申しあげられません。</p>
安井委員	<p>請求書の印を無くすとどういうところに不具合が生じますか。</p>
企画総務部	<p>公金の支出の要件として、宛名や請求日や金額等で請求者が誰であるかという要件を元に支出を適切に行っています。請求印については、そ</p>

の中の重要な項目の一つという認識ですので、すぐに無くすということについては、現時点では難しいと考えております。

小島議長 押印を求める規定というのは、文章上に印を求めるのを外すということですか。規定等で押印が必要という文書は入っているのですか。

企画総務部 様式だけではなく本則中にも記名押印という言葉があると思いますのでそれもあわせて改正していくことになると考えております。

日程第2 議案第 6号 丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【主な説明】

説明資料に基づき説明

【主な質疑】

足立委員 地域手当の地域はもう限定されていて、表に書いてある通りで分かりますが、2項目めの調整額について例えば、このような場合が考えられるなど過去においてこういうことがあって適用されていたというようなことがありましたら説明をお願いします。

企画総務部 実績としてはございませんが、適用を検討しておりますのは、特別支援学校に配置しております看護師について、この調整額を適用したいということで検討しております。看護師につきましては、診療所のほうにも配置しておりますが、市民の皆様の健康を守る大変重要な業務を担っており、どちらの看護師につきましても同じ給料表の適用であります。特別支援学校に勤務する看護師につきましては、日常の学校生活における児童生徒の医療的ケアに従事しておりますので、業務の内容としては、診療所の看護師と比較しまして特殊性等が認められるのではないかとということで、現在支援学校の看護師に対してこの調整額が適用出来ないか検討しております。

足立委員 災害等で派遣された場合や消防署の職員のコロナ対応などで、調整額みたいなのがあった気がしているのですが、例えば災害で行った場合の危険手当のようなものも今後は考えると思ったらよいのか。そうではなく今課長が言われたように災害派遣などは別であるという認識で良い

のですか。

企画総務部 新型コロナウイルス感染症の消防署の搬送等につきましては特勤手当ということで、別途支給をしております。災害等につきましては、その都度必要な部分の手当てをしていきたいと考えております。

齋藤委員 特別支援養護学校の看護師さんを対象にということでしたが、その人数については何名ですか。

企画総務部 特別支援学校のほうに配置しております看護師は現在1名ということで、その1名に対して適用出来ないかということを検討しております。

隅田委員 改正概要の(1)ですが、東京に勤務するとなるとそれなりの手当が、必要であると思います。私の経験でも民間企業の40年前でも、地方の社員が、東京に勤務するとなると、特別手当が出ておりました。

今このような状況なのかと改めて驚いたのですが、他市の状況やなぜ今の時期に調整の手当のことが出てきているのか。その辺りの説明をお願いします。

企画総務部 近隣他市の状況ですが、丹波市、西脇市、小野市におきまして、現在本市が提案しております同じ内容で既に実施をしている状況です。

また、南あわじ市においても、国の基準に基づきまして、派遣している職員に地域手当を支給しているという状況です。

なぜ今なのかというところについては、現在東京に職員の派遣をしておりまして、文化庁で活躍しています。その職員から、生活が厳しいという話もありまして、そこは何とかしないといけないというところで、今のタイミングとなっておりますが提案をさせていただいているという状況です。

隅田委員 言われた丹波市とか西脇市はいつ頃導入されたのか。ということと住居費はどのような状況になっているのか。派遣された職員は一切払わなくても良い状況になっているのか。それとも、給料の中から払っているのか。その辺りについてお聞きしたいと思います。

企画総務部 丹波市、西脇市についていつ頃かということはいませんが調べて

おりません。小野市については、平成 25 年に一部改正をしておりますので、その年度からというようなことかと思えます。

家賃等はこの地域手当とは別で、家賃の補助を実施しておりますので、そこで対応しております。地域手当についてはあくまでも、生活費等に充ててもらおうという内容ですので、物価高などに対応するものと考えております。

隅田委員 再度確認ですが、家賃においては職員の負担は生じていないという認識で良いのですか。

企画総務部 家賃につきましては全額補助をしております。一部は職員で負担をしている現状です。

隅田委員 要望ですが、地元に住んでいれば、生じない家賃負担などはまた精査していただいて、市としては考えていくべきだと思いますので、また検討をよろしくお願いします。

企画総務部 御指摘をいただいていますように、派遣をする職員にとっては負担になる一方で市としては、国や県と連携をしていく職員ということで、非常に期待をして送り出す職員でございますので、できる限りのことは対応させていただきたいというように考えております。

これまでの経緯から申し上げますと、丹波篠山市の地域におきましては従前、町職連協と言われていた組織で、かつてはそういった手当があったということも聞いておりますが、現在は国の指導に基づいて地域手当が支給されない地域ということになっております。

これに対して神戸市などですとそれぞれの支給割合があるということです。神戸市の県庁は別ですが国への派遣というのは、恐らく 30 年間程無かったのではないかと考えております。

今回文化庁へ派遣をするとともにまた来年度についても、そういう派遣をやっていきたいということで、前向きに取り組んでいきたいというように考えておりますので、これまで私どもも経験不足であったところがあり、情報を得られてなかったところがあるのですが、これからの市の人材育成を考えたときには、必要な措置であると考えておりますので、できる限りのことは対応していきたいと考えております。

- 安井委員 今、国には1人行かれてるのですか。また県にも行かれていますか。県の場合だと丹波県民局なら通勤できるので、隣の丹波市ならば発生しないと考えていいのですか。
- 企画総務部 兵庫県の事務所は、神戸市だけでなく、丹波市にもありますので、別の場所に勤務するということが考えられますが、丹波市の総合庁舎の場合は支給の対象になっておりませんので、丹波県民局に派遣された場合は、地域手当の支給は出来ないということになります。
- 向井座長 現在派遣されているのは東京に1名と神戸に何人ですか。
- 企画総務部 現在派遣の職員につきましては、研修派遣という形で文化庁に1名、兵庫県の市町振興課に1名となっております。もう1人は職員派遣ということになりまして、後期高齢者医療広域連合に1名派遣しております。
- 向井委員長 医療的ケア児の看護師の件ですが、前々から待遇が厳しいということを知っていたので大変良いことだと思っています。現在会計年度任用職員が1名充てられていると思うのですがその辺りはどうですか。
- 企画総務部 直接の採用につきましては教育委員会が担当しておりますが、話を聞きますと処遇は少し改善をして募集を行うということ聞いております。
- 安井委員 消防署の職員が新規採用されたときは、消防学校に行くわけですが、半年ほどの消防学校にもこのことは該当するのですか。
- 企画総務部 消防署に新規採用された職員につきましては、消防学校に入校し、寮に入りますので、この地域手当については対象外と考えております。

第3 議案第 7号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例

【主な説明】

説明資料に基づき説明

【主な質疑】

- 安井委員 最後に 3500 万円を積み立てるといった話がありましたが、なぜ 3500 万円なのかその根拠の説明をお願いしますか。
- 行政経営部 3500 万円の根拠ですが、当市の基準財政需要額や財政力指数から計算されます。また、丹波篠山市は一部過疎地域になっておりますので、合併算定替最終年度の基準財政需要額の比率、これは旧町全体から旧篠山町地域の基準財政需要額の比率で案分して計算をします。その結果が約 3200 万円になりますが、3500 万円を下回る場合は、3500 万円とするということが決まっておりますので、3500 万円が発行できる最大の金額です。
- 隅田委員 今の話は既存の事業にも使えるということですか。例えば、デカンショ祭りやABCマラソンの費用の一部にこれを使ったりするのは、可能ですか。
- 行政経営部 既存の事業に使うためには、過疎計画の内容や趣旨に合致する必要があります。それに合致していれば、もちろん使用できます。
この過疎対策基金や過疎対策事業債で考えておりますのは肉付け予算になりますが、ソフト事業分として今後考えていきたいという内容です。そしてソフト事業分といいますのは、今おっしゃったような内容も、ソフト事業になります。
- 小畠議長 3500 万円を実際に事業で使ったときに交付税として交付されるのが 7 割であったと思うのですが、どの時期に交付されるのですか。
- 行政経営部 過疎対策事業債を実際に借入れますと、毎年交付税の基礎数値を報告するときに実際の償還額を報告させていただきます。その償還額の 70% が基準財政需要額に算入されるということになりますので、償還が始まってから交付税参入されることになります。

第 4 議案第 14 号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【主な説明】

説明資料に基づき説明

【主な質疑】

隅田委員 昨日、報道がありましたが、高校生が中学校にナイフを持って入り、試験中に先生が刺されて、ほかの男性教師が取り押さえたというような事案がありましたが、この放課後児童施設に暴漢が出てくるということに対する安全対策は既にできているのですか。

こども未来部 安全計画につきましては、令和5年度に策定する計画ですが、現在放課後児童クラブにおいては、不審者対応訓練や火災訓練、地震訓練などを消防署等の支援をいただきながら実施をしまして、不審者対応等の訓練を実施しているところです。

隅田委員 学校等には刺股が用意されているようですが、放課後児童施設にも刺股等は配置されているのですか。

こども未来部 児童クラブにも刺股を置いております。昨年度ですが警察にも来ていただきまして、児童クラブと預かり施設の先生方合同で刺股の研修を実施しております。

向井委員長 条例改正で、新たな安全計画、バス送迎についての安全管理、研修、訓練などの計画があるのですが、これは義務ではなくて、絶対やらなければならないというような条例ではないと思いますが、先ほど学校教育部で説明があったように送迎バスの安全装置をつける予算を出しますという説明を受けました。

努力義務ではあると思いますが、この条例が改正されることによって、何をどのように具体的に行うことを計画されているのですか。

こども未来部 安全計画については、現在策定できていない状況です。今回の安全計画につきましては、義務となっており、策定してその行動を確保することになっております。ただし令和5年度中については努力義務ということで、令和5年度中に策定をして、令和6年度には、必ず全ての放課後児童クラブ施設で、安全計画を立てその内容に基づいて、安全を確保していくということです。

安全計画につきましては、国の示す計画例があり、その中には、施設や設備の安全点検、職員や児童に対する安全確保のための指導ということで、具体的には施設での過ごし方や指導、職員への各種訓練、研修などの計画を作成して、その計画に基づいて安全確保に努めていくということで実施していきたいと考えております。

こども未来部 安全計画については、1年間の経過措置も設けられておりますので、来年度中に策定したら良いということですが、安全に関するものですので、本会議でも申し上げましたが、10月頃をめどに、計画は策定させていただきたいと思っております。

放課後児童クラブは公設民営のものであったり、公設公営もありますので、その辺はきっちり今回の法律の改正、条例改正の趣旨を伝えさせていただいて、10月をめどに計画を策定させていただきます。

その後、訓練などはしておきたいと思っております。安全対策ということででききっちり行っていきたいと考えております。

第5 議案第15号 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【主な説明】

説明資料に基づき説明

【主な質疑】

隅田委員 保育園における保育内容というのは、どういうものですか。例えば保護者に今日はこういうことがありましたというのは保育内容になるのか。苦情というのは分かりますが、保育園等における保育内容の記録はどのような情報を記録するということですか。

こども未来部 毎日立てております指導案や指導の記録などです。

隅田委員 指導の記録というのは個別の児童に対する指導の記録ですか。それとも、本日は園として、こういう指導のもとに園の運営を行うということですか。

こども未来部 個別の記録もございましてクラス全体、園全体としての記録もありま

す。

隅田委員 確認ですが、例えば保育園こども園において、保護者へ丁寧に、その日の記録を伝えるところもあれば、何にも伝えない園というのがありますが、そういうことは園長の判断でできるという認識でいいのですか。

こども未来部 子供たちの年齢によっても違ってきますが、0から2歳児のお子さんについては、保護者との書面でのやりとりがございまして、必ずその日の排せつの様子や給食の食べ方の様子や午睡の様子などをきちんと書面でお伝えをしています。3歳以上になりますと、そういう決まったものはありませんが、保護者の方がお迎えにこられたときなどに、機会を見つけて、口頭にはなりますがお子さんの様子をお伝えしております。

また特別にどうしてもお伝えをしておかなければならないこと等につきましては連絡帳等を使いまして、保護者とのやりとりをしております。それは、市内全園共通して定めておりますが、お伝えする頻度につきましては、園長の判断によるものです。

隅田委員 そうすると0歳から2歳は必ず文書でもって保護者に伝えている。それはこの電磁的な方法でもってこれからも記録される。3歳以上は、そういう義務はないが口頭ですることはある。口頭の場合はここには記録されないという認識でよろしいか。

こども未来部 3歳以上につきましては、電磁的方法で残っていくものではありません。

安井委員 電磁的な方法というのは、データが無くなってしまうというおそれが、付きまとうと思うのですが、バックアップなどについては、どのように考えていますか。

こども未来部 データにつきましては、個々のパソコンで保存するのではなくセキュリティーのかかっているデータサーバーに全て保存をしております。

それは独自のデータサーバーではなく、ブランド戦略課の情報政策で管理されているデータサーバーにデータを保存をしますので、定期的にバックアップはされております。

向井委員長 国の法律が変わったから条例も改正するという説明でしたが、現在の丹波篠山市の電磁的方法による業務が、どういう状況でこの条例改正によってどう変わるのか教えてください。

こども未来部 現状の電磁的方法による文書作成につきましては、パソコンで文書を作成をしております。保存につきましては、先ほど申しあげましたデータサーバーに保存しております。それらについては既に電磁的方法が行われていると考えております。

今回の基準の改正によりまして、これまで紙で保存しなければならなかったような帳票につきましても、データのみで保存するということも可能になりますので、紙の節約となり環境への配慮にもなります。

できるだけ紙の使用量を減らしまして、データのみで管理できるものは管理していきたいと思っております。

あと保護者の方にも、できるだけメール配信などで紙ではなくデータでお送りできるようなことも検討していきたいと考えております。

安井委員 保護者に対してもメールやラインなどで対応されるのは良い方法だと思います。私たちもこども園や小学校からの行事のチラシを郵送でもらっていますが、それらもメールで対応してもらった方が、経費も削減できるので良いことだと思います。

小島議長 説明のところで、保育内容の苦情事故の記録とありますが、例えばこの苦情に関しては、音声データなども含まれるのですか。

こども未来部 今回の条例改正で電磁的方法をとることができるものと定義しているものは書面、書類、文書、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物としています。したがって、音声データは、紙その他の有体物にあてはまらないため、今回の条例改正で電磁的方法をとることができるようになるものには該当しません。

第6 議案第16号 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【主な説明】

説明資料に基づき説明

【主な質疑】

向井委員長　この議案第 16 号については議案第 14 号、15 号の内容とほぼ同じと思いますが、丹波篠山市に該当するところは、事業所内保育事業を行っている事業所がいくつかあると思いますが、その事業所に対することであるということによろしいですか。

こども未来部　今回の条例につきましては、該当する施設は本市の中にはありません。事業所内で保育をされているところは、市内で 5 つありますが、それらにつきましては、市の認定を受けて実施をされているものではありませんので、今回の条例の対象にはなっていないということです。

向井委員長　今後その認定を受けられて操業される事業所に対してということによろしいですか。

こども未来部　今後設置等がなされた場合に、速やかに運営していただけるようにあらかじめ条例を改正するものです。

日程第 8　議員協議

向井委員長　本日の案件についての質疑が終了しましたので議員協議を行います。議員間で議論・確認等をすればよいことがあれば発言願います。

———— 意見等なし ————

日程第 9　討論・表決

議案第 5 号　押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

———— 意見等なし ————

———— 全員賛成、可決 ————

議案第 6 号　丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

———— 意見等なし ————

———— 全員賛成、可決 ————

議案第 7号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

議案第 14号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

議案第 15号 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

議案第 16号 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

—— 意見等なし ——
—— 全員賛成、可決 ——

向井委員長 以上で本日の審査は全て終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

—— 異議なし ——

向井委員長 異議なし と認めます。また、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえたかたちで審査報告を行いたいと思います。

原田副委員長 挨拶

向井委員長 散会宣告

16 : 45 散会